

国政参復第167号の2
平成20年12月12日

佐川急便株式会社
代表取締役社長 栗和田 榮一 殿

国土交通大臣 金子 一義

警 告 書

貴社の経営する貨物利用運送事業の運営実態を立入検査したところ、下記のとおり、貨物利用運送事業法の規定に違反する事実が認められた。

貨物利用運送事業者は法令遵守のもとで事業の健全な発達を図り、もって利用者の利益の保護及びその利便の増進に寄与することが求められていることから、直ちに法令の定めるところに従って事業を改善し、事業の適法な運営を図り、再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。

また、この違反に対する事業の改善の具体的措置を書面により、平成21年1月13日までに当省あて報告されたい。

なお、改善報告書において改善状況が確認できない場合または改善後に再違反が行われた場合は、特別監査を行う他、事業の停止処分等の措置をとることがあることを申し添える。

記

1. 第二種貨物利用運送事業（国際航空）に係る自社集配営業所の一部住所が変更されていたが、変更認可手続きが実施されていなかった。（貨物利用運送事業法第25条第1項違反）
2. 第二種貨物利用運送事業（国内航空）に係る集配事業計画に記載されていない運送事業者（株）アルコン）を利用した運送を行っていた。（貨物利用運送事業法第24条第1項違反）